

5. 計画の進め方

5-1. 進行管理の視点

本市における都市交通の将来像の実現に向けて本計画を着実に進めていくためには、施策の効果を把握し、適正に評価することが必要です。

そこで、以下の視点に基づいて計画を進めていきます。

1) 効率的な執行

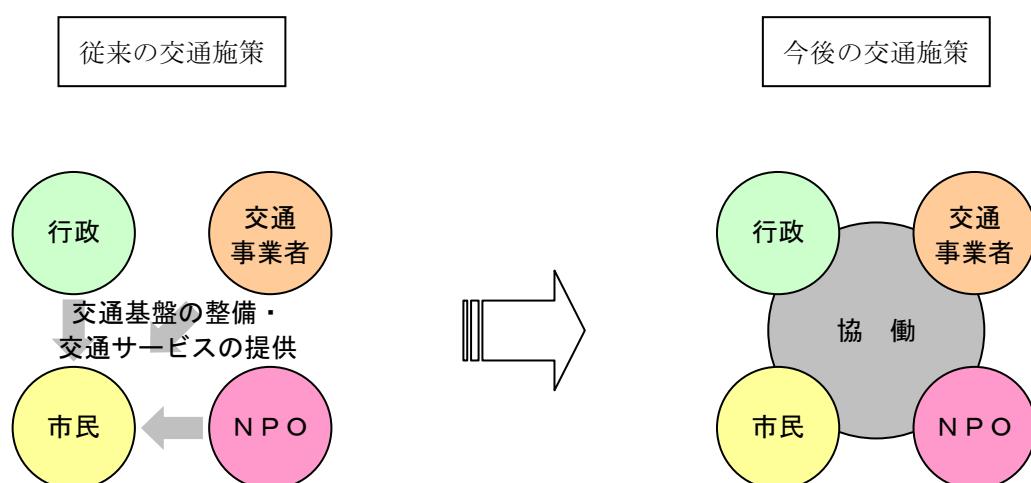
▼限られた財源の中で成果を上げるために、既存のストックを有効活用するとともに、選択と集中による重点的な投資を行うことにより、効率的に施策を進めていきます。

- ・目指す都市交通体系の実現のためには、多大な投資が必要であることから、財源の確保が最大の課題となります。
- ・そのため、実効性の高い事業手法の検討に加えて、投資効果についての十分な検討を行い、基盤整備などのハード整備と意識啓発などのソフト施策を連携して実施することにより相乗効果を高めていく必要があります。

2) 関係者の連携・協働

▼共通の目標を達成するために、行政（国、愛知県、豊橋市）、交通事業者（鉄軌道、バス、タクシー）、交通に関わるNPO（民間非営利組織）、そして市民が役割分担を認識した上で連携・協働し、互いの長所を活かして取り組みを実施していきます。

- ・これまで行政や交通事業者が市民に対して交通基盤の整備や交通サービスの提供を行っていましたが、市民の求める交通基盤やサービスが多様化している中では、要望のすべてに応えられない状況となっています。
- ・現在では、市民自らが考えてまちづくりに参加したいという市民主体のまちづくりの機運が高まっています。



3) 推進体制の確立

▼計画の進行状況を把握するために、行政と交通事業者が一体となり、定期的に会議（例えば「豊橋市都市交通環境整備委員会」）を開催して取り組みの進行状況や目標の達成状況を確認とともに、互いの情報交換を行っていきます。

▼今後、市民参加を進める上で、市民やNPOの会議への参加も考慮していく必要があります。

- ・目指すべき交通体系を構築するには、様々な行政、交通事業者、市民団体が関係することから、具体的な事業の推進にあたり、十分な調整が必要となります。

4) PDCA サイクルによる見直し

▼市民の視点にたった目的・成果志向型の施策執行、わかりやすく透明性の高い交通政策の運営・管理を進めるために、P (Plan=計画) 、D (Do=執行) 、C (Check=評価) 、A (Action=改善) という一連の流れで有効性や効率性を評価・検討し、必要に応じて計画を見直していきます。



計画 (Plan)

- ・目指すべき都市交通体系を構築するための都市交通マスタープランを策定します。

執行 (Do)

- ・計画された取り組みを各実施主体が積極的に実施します。

評価 (Check)

- ・政策や施策について適切な指標を設定し、計画の進行状況を把握して評価していきます。

改善 (Action)

- ・評価の結果、取り組み内容やその実施時期などの計画について見直しを行います。

5-2. 指標の設定

1) 指標設定の考え方

P D C A サイクルに基づき、本計画の進行状況を評価していくための指標を設けることが大切です。

指標は、下図の「指標設定の概念図」のように基本理念の達成の目安となる「政策指標」、そして個別の施策の実施状況を表す「施策指標」を設定します。

なお、指標については、上位計画や関連計画との整合に留意するものとし、進行状況の把握を継続的に行なうことが可能となるものを設定することを基本とします。

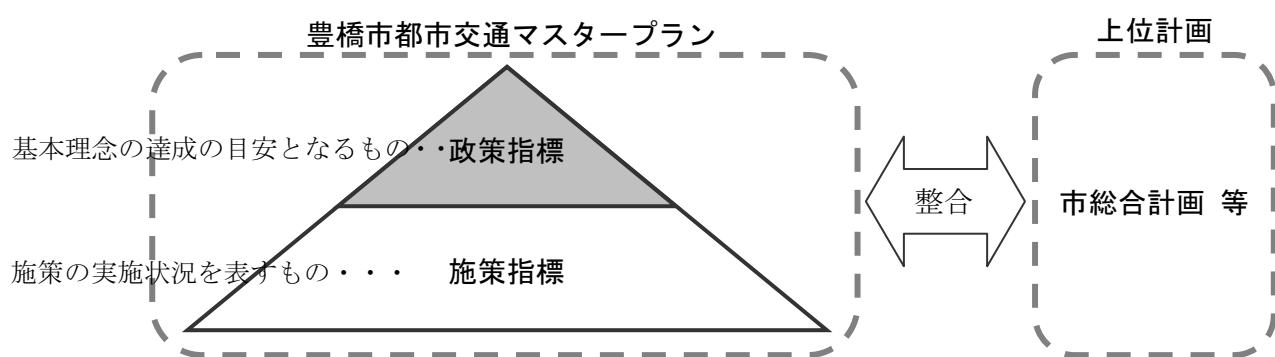


図5-2-1 指標設定の概念図

2) 政策指標の設定

政策指標は、「多様な交通手段を誰もが使え、過度に自動車交通に依存しない都市交通体系の構築」の達成の目安となるよう、人の動きにおける代表交通手段の分担率（市民の移動において用いられる、自動車や鉄道等の主な交通手段の構成割合）を設定します。

その指標には、進行状況を評価できるように現状値を示すとともに、計画期間である 10 年後の効果を検証する目安となる数値を示すこととします。

政策指標

過度な自動車依存からの転換	
指標	人の動きにおける代表交通手段の分担率（自動車：その他の交通手段）
根拠等	各交通手段における人の動きの数／人の動きの総数
年度	平成 13 年度（実績）
指標値	自動車：その他の交通手段=65% : 35%
	自動車：その他の交通手段=62% : 38%

指標値設定の考え方

- 平成 13 年度に行われた中京都市圏パーソントリップ調査での代表交通手段における自動車分担率は 64.8% であり、今後の自動車交通の伸びにより将来は約 67% になると予測されていることから、自動車利用を抑える目安として将来予測から 5 ポイント下げることとします。

数値引用

- 「中京都市圏パーソントリップ調査」

3) 施策指標の設定

施策指標は、施策の実施状況を把握するため、どれだけのこととしたのか結果を表すものとして、施策に関する代表的な指標を設定します。

その指標には、進行状況を評価できるように現状値を示すとともに、計画期間の中間である5年後までに実施することを目指す数値をできる限り示すこととします。（次頁参照）

【実施主体の凡例】

国：国土交通省(ほか)、県：愛知県、市：豊橋市、交：交通事業者、民：市民または一般企業

施策の進行管理

施策	策	主な取り組み	着手時期	実施主体			指標	施策指標
				国	県	市		
良好な徒歩・自転車環境をつくる	【1-1-1】	徒歩・自転車のための道路整備 【1-1-1-①】運行サービスの見直し	継続	交	交	交	歩道・自転車道等の整備延長	指標値 (H16年度／H22年度) 235.7km／246km
公共交通のサービスを改善する	【1-1-2】	車両のバリアフリー化 【1-1-3】駅・停留場のバリアリー化	前期	交	交	交	ICカード導入 5年以内の導入	
公共交通のバリアフリー化を進める	【1-1-3】	駅・停留場のバリアリー化 【1-1-3-①】駅・停留場のバリアリー化	継続	交	交	交	バリアフリー基準に適合したバス車両の割合	バス車両：30%／61%
交通安全に向けた施設の整備を進める	【1-2-1】	路上の交通安全施設の整備 【1-2-1-①】交通ルールの周知徹底	前期	交	交	交	バリアフリー化された停留場数 交通島が設置された停留場数	停留場：2か所／7か所
交通安全に対する市民の意識を高める	【1-2-2】	道路空間の地震防災対策 【1-3-1】緊急輸送道路の整備	継続	民	民	民	市民一人当たりの各種交通安全活動参加回数	停留場 12か所／13か所 0.74回／0.77回
地震防災対策を進める	【1-3-1】	緊急輸送道路の整備 【1-3-1-①】緊急輸送道路の整備	継続	民	民	民	緊急輸送道路の追加整備延長	0／8.05km
生活を支える交通を確保する	【2-1-1】	公共交通の確保 【2-1-1-①】公共交通空白地域への支援 【2-1-1-②】生活道路の改善	前期	地	域	民	地域が主体となった公共交通確保のための協議・調整	5年以内の実施
快適な生活道路にする	【2-1-2】	生活道路の車編 【2-1-2-①】生活道路の車編	継続	民	民	民	生活道路の整備延長	240.1km／540km
活性化に寄与する交通システムを整備・活用する	【2-2-1】	新型路面電車の導入 【2-2-1-①】歩行者優先ゾーンの導入 【2-2-2】	前期	交	交	交	新型路面電車導入数	0両／1両
中心市街地の回遊性を向上させる	【2-2-2】	歩行者優先ゾーンの導入 【2-2-2-①】歩道空間の緑化を進める	後期	市	市	市	街路樹本数	—
中心市街地の回遊性を向上させる	【2-3-1】	歩道樹の充実 【2-3-1-①】歩道空間や休憩場所の設置	継続	国	県	市	幹線道路供用開始延長	24,997本／25,135本
ゆとりある交通空間をつくる	【2-3-2】	歩道空間や休憩場所の設置 【2-3-2-①】市街地の渋滞を解消する	後期	国	県	市	幹線道路供用開始延長	—
鉄道等の利便性を向上させる	【3-2-1】	バスや環状道路などの整備 【3-2-1-①】鉄道の連通性向上	継続	国	県	市	幹線道路供用開始延長	36.0 km／50.5 km
隣接自治体との連携を進める	【3-2-2】	バスや環状道路などの整備 【3-2-2-①】隣接市町と連携した公共交通の確保	後期	交	交	交	—	—
三河港の整備を促進する	【3-3-1】	物流基盤の高度化・整備 【3-3-1-①】三河港の整備を促進する	後期	市	市	市	年間コンテナ取扱量	—
貨物輸送手段を転換させる	【3-3-2】	トラックから船舶や鉄道への転換 【3-3-2-①】貨物輸送手段を転換させる	後期	民	民	民	事業者への啓発累計件数	—
公共交通機関・自転車へ利用を転換させる	【4-1-1】	近郊・郊外部の交通結節点の整備 【4-1-1-①】公共交通機関・自転車へ利用を転換させる	前期	交	交	交	パーク＆ライド駐車場の確保台数	435台／480台
自動車の低公害化・省エネルギー化を促進する	【4-1-2】	バーカーの普及 【4-1-2-①】バーカーの普及	継続	国	県	市	サイクル＆ライド駐輪場の確保数	3か所／4か所
利用しやすい公共交通網をつくる	【4-2-1】	バス路線の幹線化 【4-2-1-①】公共交通網をつくる	前期	交	交	交	事業者への啓発累計件数	286件／586件
通勤時の自動車利用の抑制・平準化を進める	【4-2-2】	バーカーの普及 【4-2-2-①】バーカーの普及	後期	民	民	民	バス路線の幹線化の実施	5年以内の実施
市民意識の変革を促進させる	【4-3-1】	時差出勤やフレックスタイム制の奨励 【4-3-1-①】時差出勤やフレックスタイム制の奨励	前期	交	交	交	バーカーの普及	5年以内の実施
環境行動に対する特典制度の導入	【4-3-2】	交通意識の変革促進プログラムの作成・実施 【4-3-2-①】環境行動に対する特典制度の導入	後期	市	市	市	交通意識の変革促進プログラムの実施	5年以内の実施

：重点方針の施策

※「Twenty-feet Equivalent Unit」の略で、20フィート（長さ約6m）コンテナに換算したコンテナ個数の単位です。